

参考：国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご利用ください。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① インボイスコールセンター
(インボイス制度に関する一般的(※)なご質問やご相談) 0120・205・553 (9:00~17:00 土日祝除く)
※ 個別相談 (関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談) を希望される方は所轄の税務署への電話 (音声ガイダンス「2」を選択) により、面接日時等をご予約ください。
- ② インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ③ 説明会の開催案内
- ④ インボイス制度について解説した動画 (国税庁動画チャンネル)
- ⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



※ 本文は令和5年1月時点の法令等に基づき作成しています。

Info 空家の発生予防

空家は、所有者だけの問題ではなく、近隣住民にも大きな影響を与えます。そのうちどうにかしようと考えて放置していると、家屋の状態がどんどん悪くなっていつてしまします。たとえ今、空家を所有していても、親族の死亡や施設への入所などで空家の管理者・所有者になるかもしれません。空家問題を知り、早めの対策を心がけましょう。

●空家の発生原因を知る

空家の発生原因の半分以上が相続によるものです。元の所有者の考えや思いが伝わらないまま相続され、空家になった家をどうすればいいか方針が決まらず、遺産分割や相続登記、家財の片付けや遺品の整理などの問題が山積みとなって、「住む」「売る」「貸す」「使う」「解体する」などの選択肢を実行できない事例が多くあります。関係者で事前によく話し合っておくことが大切です。

●空家のデメリットを知る

家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空家は、外壁材や屋根材の落下、悪臭、草木の繁茂、害獣の出入りや害虫の繁殖、ごみの不法投棄などにより、近隣住民の生活に迷惑をかけてしまいます。

また、外壁材の落下や火災などに

よって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性があります。

●空家について相談する・選択肢を知る

町では、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と空家等対策に関する協定を結んでいます。空家を所有しているまたは相続する予定があるが、どうしたらいいのか、どこに相談したらいいのかわからないなどのお悩みがありましたら、まずはこれらの専門家や事業者にご相談してみましよう。

▼相談先

空家総合相談窓口 (公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会)
☎052・522・2567

空家相談窓口 (公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部)
☎052・243・9339

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります (上限20万円)。申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。

▼問合せ

まちづくり推進課
まちづくり推進グループ
☎28・0944



寄附御礼

指定寄附
日除けシート1枚、
目隠しシート1枚 (豊山保育園)
寄付者 ワタナベセント (株)
渡邊 泰宏様



寄附御礼

指定寄附
SDGスタートブック200冊 (町内各小学校)
寄付者 (株) TREE 代表取締役
水野 雅弘様

